

## ○市県民税の所得一覧

収入から必要経費を差し引いたものを所得といい、収入金額－必要経費＝所得金額となります。税金は収入に対してではなく、所得に対してかかります。

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債および預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得	収入金額と同額
配当所得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る）、基金利息、投資信託（公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く）および特定目的信託の収益の分配に係る所得	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利、船舶または航空機の貸付けから生ずる所得	収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得 ※ 「営業等」と「農業」に分けての申告となります。	収入金額－必要経費
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費および賞与ならびにこれらの性質を有する給与に係る所得	P 17【給与所得金額の計算表】参照
退職所得	退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与およびこれらの性質を有する給与に係る所得	（収入金額－退職所得控除額）× 1 / 2 ※ 法人役員等としての勤続年数が 5 年以下の法人役員等が支払いを受ける退職金、令和 4 年 1 月 1 日以後に支払われる勤続年数が 5 年以下の役員等以外の退職金において退職所得控除を差し引いた金額のうち 300 万円を超える部分の退職金については、2 分の 1 を乗じる措置はありません。
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額（最大 50 万円）
譲渡所得	個人が有する土地建物等の資産の譲渡による所得	収入金額－必要経費（－特別控除の特例）
	個人が有する土地建物等以外の資産の譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額（最大 50 万円） ※ 長期譲渡所得の場合、総所得金額への算入額は課税譲渡所得の所得金額× 1 / 2
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得（生命保険等の保険金、法人から贈与を受けた金品、懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金、遺失物の拾得による報労金など）	P 7 参照
雑所得	公的年金等のほかに、生命保険契約等に基づく年金（個人年金）、原稿料、講演料、税金の還付加算金など上記のいずれにも該当しない所得	①と②の合計額 ①公的年金分：計算方法は P 18【公的年金等の雑所得の計算】参照 ②公的年金分以外の雑所得：収入金額－必要経費